

一般廃棄物処理業許可証

住 所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏 名 木材開発株式会社

代表取締役 正田 博

生年月日 昭和34年12月18日

令和6年2月29日付けの一般廃棄物処理業許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年3月1日

烧津市長 中野 弘道



記



- | | |
|--------------|---|
| 1 許可業務 | 一般廃棄物の収集・運搬 |
| 2 取扱一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（木くず） |
| 3 有効期間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 4 作業区域 | 烧津市内 |
| 5 許可の条件 | <p>①取扱一般廃棄物は木くずとする。</p> <p>②収集作業区域は、旧烧津地区はサッポロビール(株)静岡工場に限り、旧大井川地区は全域とする。</p> <p>③運搬作業区域は、烧津市内全域とする。</p> <p>③ごみが飛散したり、汚水が漏れないような運搬用具で収集運搬すること。</p> <p>④実施にあたっては、法令及び市の指導を遵守すること。</p> <p>⑤毎月10日までに前月分の業務報告書（第9号様式）を提出すること。</p> |